

学校における働き方改革プランの概要 (令和8年度～令和10年度)

(プランの位置付け)

- 県教育委員会が、県立学校の教育職員や事務職員等を対象に実施する、学校における働き方改革の推進に向けた取組や市町村教育委員会への支援等を示すとともに、服務監督教育委員会及び公立学校において実施すべき内容を示すものです。
- 給特法第8条第1項「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置付けます。

(取組期間)

令和8年度～令和10年度

学校における働き方改革の目的(目指す姿)

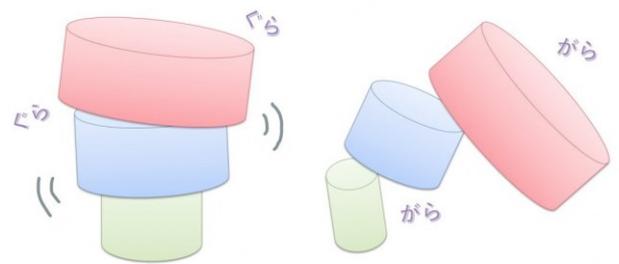
教職員が、心と体の健康を維持しながら安心して働くことができる職場環境のもと、一人一人が能力を発揮することで、学校教育の質の向上と持続可能な学校を目指します。

心と体の健康は、あらゆる活動の土台となるものであり、持続可能な学校を実現するために不可欠です。

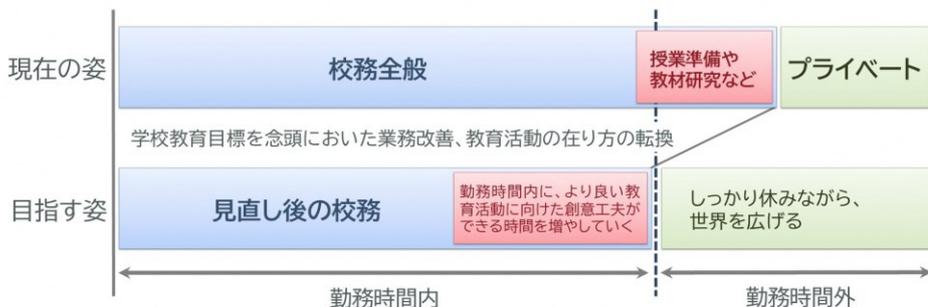
この土台のもと、一人一人が能力を発揮できるようになることで、学校教育の質の向上につながっていきます。



土台(心と体の健康)がしっかりしているため、安定した状態



やりがいに対して土台が小さすぎるため、不安定な状態



教育委員会と学校とが働きやすい環境整備を進めることによって、勤務時間外を先生方が自分のために使う時間にするとともに、勤務時間内に教材研究等を行うことができる時間を増やしていきます。

目指す姿の実現に向けた取組

県教育委員会による取組

- ① 在校等時間の把握の徹底
- ② 福利厚生の充実
- ③ 教職員の意識改革
- ④ 外部人材の活用による業務の役割分担
- ⑤ ICTを活用した業務の効率化
- ⑥ 文書や調査・報告等の見直し
- ⑦ 学校運営上のトラブルに対応する教職員の心的負担の軽減
- ⑧ 学校の主体的取組への支援
- ⑨ 市町村教育委員会に対する支援

このほか、働きやすい環境整備のため、県教育委員会職員一人一人の心がけも含め、関係団体への働きかけ等の取組を行います。

- 保護者・地域住民等の理解・協力のもとでの取組推進
- 部活動改革の推進
- 教職員定数に係る国への働きかけ

県立学校による取組

- ① 在校等時間の把握の徹底
- ② ワーク・ライフ・バランスの推進
- ③ 心理的安全性が高い職場環境の推進
- ④ 各校の実情に応じた業務改善等の取組の推進

※取組ごとに評価指標を設定し、進捗状況を確認しながら進めます。